

霞ヶ浦導水モニタリング委員会規則

(趣旨)

第１条 本規則は、霞ヶ浦導水事業に係る施設において実施する、モニタリング調査計画の作成又は変更及び調査結果の分析・評価について、事務所長に対して意見を述べ、周辺環境への影響を適切にモニタリングしていくために必要となる助言を得るための組織、委員、会議、庶務に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第２条 委員会は、関東地方整備局霞ヶ浦導水工事事務所長（以下、「事務所長」という。）の委嘱に基づき、以下の事務を行う。

- 1 関東地方整備局霞ヶ浦導水工事事務所（以下、「事務所」という。）が作成したモニタリング調査計画及び調査結果の報告書の提出を受け、分析結果等の報告を受けること。
- 2 事務所が作成した報告書に記載の分析結果等に対し意見がある場合には、事務所長に対し助言を行うこと。

(委員会の委員及び組織)

第３条 委員会の委員は、別紙１のとおりとし、事務所長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、原則２年とする。なお、委員は再任されることができる。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 委員会に委員長及び委員長代理を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員長は、会務を総理する。
- 6 委員長に事故等があり、委員会に参加できないときは、委員長代理が、その職務を代理する。
- 7 委員会は、必要がある場合に臨時委員を置くことができる。
- 8 臨時委員は、委員長が指名するものとし、事務所長が委嘱する。

(会議)

第４条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、議事方法を定めた「霞ヶ浦導水モニタリング委員会運営要領」を決定する。

(委員会の庶務)

第５条 委員会の庶務は、事務所において処理する。

(附則)

第６条 この規則は、令和７年９月２日から施行する。

別紙 1

霞ヶ浦導水モニタリング委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

	氏 名	所 属
委 員	岡安 祐司	国立研究開発法人土木研究所つくば中央研究所 流域水環境研究グループ水質チーム 上席研究員
	萱場 祐一	名古屋工業大学 教授
	武若 聡	筑波大学 教授
	福島 武彦	筑波大学 名誉教授
	宮崎 淳一	山梨大学 名誉教授